

(議決事項 )

第 1137 回経営委員会議案  
平成 23 年 2 月 22 日

協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、  
その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて  
一般に提供する業務の実施について

協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務の実施について、別添のとおり総務大臣に認可申請を行うこととしたいので、定款第 13 条第 1 項第 1 号ニの規定により、議決を得たい。

別 添

平成23年2月 日

総務大臣  
片山善博 殿

日本放送協会  
会長 松本正之

協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、  
その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて  
一般に提供する業務の認可申請書

放送法第9条第2項第8号の業務として、協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務を行いたいので、放送法第9条第10項の規定に基づき、別紙書類を添えて認可申請いたします。

(別紙)

## 1 業務の内容

NHKのラジオ第一放送、ラジオ第二放送、FM放送(以下、それぞれR1、R2、FMと呼ぶ。)の放送番組を、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置として、これらの放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務。

## 2 業務を行うことを必要とする理由

NHKのラジオ放送については、夜間の外国電波混信、全国的なマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及、家電製品等各種機器からの不要電波等混信要因の増加等により、聴取しにくい地域・場所が拡大しつつあるところ、こうしたラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として、試行的にこれらラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認するもの。

## 3 業務の実施計画の概要

### (1) 提供する番組

R1は、NHK東京ラジオ第1放送局(埼玉県久喜市)から送信される関東広域放送

R2は、NHK東京ラジオ第2放送局(埼玉県久喜市)から送信される全国放送

FMは、NHK東京FM放送局(東京都港区)から送信される東京都域放送

ただし、全国向け共通番組を放送時に、R1において関東広域向け、FMにおいて東京都域向け特別番組を編成している時には、全国向け共通番組を提供する。

なお、遅延や権利上の理由等により、提供できない番組がある。

### (2) 提供エリア

国内に限定する。

### (3) 提供態様及び提供品質

ユニキャストによるストリーミング方式で、NHKのホームページから提供する。

送信時の伝送速度は、1チャンネルあたり48kbps 程度とする。

R1、R2はモノラル、FMはステレオで提供する。

### (4) その他

・ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置としての有効性等について、アンケート等により検証・確認を行う。

・PCによる利用のほか、インターネットにアクセス可能な携帯端末等による利用も可能とする。

#### 4 業務の収支見込み

(単位 億円)

区分	23年度	24年度	25年度
支出	1.4	0.8	0.8

- ・業務開始時の初期設備整備費は1.0億円と見込む。
- ・年間運用経費0.8億円と見込む。(23年度においては6か月分を見込む)

#### 5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成23年度から平成25年度の合計で3億円。

平成23年度分は当該年度の一般勘定収支予算に計上済み。平成24年度以降分はそれぞれの年度の一般勘定収支予算に計上予定。

#### 6 その他必要な事項

- (1)平成23年10月頃をめどに開始し、平成25年度末まで実施する。
- (2)ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする。
- (3)業務の実施状況については、別途報告する。